

特別警報発表時における登下校について

＜一宮市・愛知県全域・愛知県西部全域・尾張西部全域を含む＞

1 児童が登校する以前に、「特別警報」が発表されている場合

- (1) 登校をさせないでください。
- (2) 特別警報解除後も、災害の状況や通学路の安全が確保できるまで登校させないでください。

2 児童の登校後に、「特別警報」が発表された場合

- (1) 授業を中止し、児童の安全を確保します。
- (2) 特別警報解除後も、災害の状況や通学路の安全が確認できるまで学校で待機させることもあります。

学校の対応としてtetoruにて情報提供をさせていただきますが、通信会社等のサーバーに不具合が生じるケースがあります。いずれも通常の事態ではありませんので、保護者の主体的な判断をお願いします。